

東京都居住支援協議会会則 新旧対照表

現 行	改正前
第1条 （現行のとおり） （目的） 第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）<u>第81条</u>に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する活動を行う区市町村の居住支援協議会に対する活動の支援（設立の促進を含む。以下、同じ。）のために必要な措置について協議することにより、都民の居住の安定確保に寄与することを目的とする。 第3条 （現行のとおり） （会員） 第4条 本会は、地方公共団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、<u>宅地建物取引業者で構成する団体、賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体及び社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う団体</u>を会員として構成するものとし、会員は別表のとおりとする。 第5条から第11条まで （現行のとおり） 別表（第4条関係） （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>1 この会則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）附則第1条本文に掲げる規定の施行の日から施行する。</u>	第1条 （略） （目的） 第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）<u>第51条</u>に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する活動を行う区市町村の居住支援協議会に対する活動の支援（設立の促進を含む。以下、同じ。）のために必要な措置について協議することにより、都民の居住の安定確保に寄与することを目的とする。 第3条 （略） （会員） 第4条 本会は、地方公共団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、<u>宅地建物取引業者で構成する団体、賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体</u>等を会員として構成するものとし、会員は別表のとおりとする。 第5条から第11条まで （略） 別表（第4条関係） （略）